

# 石川県公報

平成 26 年 2 月 26 日 (水曜日)

号 外

(第 13 号)

## 目 次

- 規 則**
- 石川県立能楽堂条例施行規則等の一部を改正する規則 (財 政 課) 1

## 規 則

石川県立能楽堂条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二号

石川県立能楽堂条例施行規則等の一部を改正する規則  
 (石川県立能楽堂条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県立能楽堂条例施行規則(昭和四十六年石川県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

円	円	円	円
9,450	11,010	12,600	26,760
6,300	7,860	9,450	18,900
6,300	7,860	9,450	18,900
4,200	5,760	7,350	14,700
6,300	7,860	9,450	18,900
4,200	5,760	7,350	14,700
4,710	6,300	7,860	15,750
3,150	4,710	6,300	12,600
1,050	1,560	2,610	4,710
3,150	4,200	5,250	10,500
			10,500円
			4,200円
(点)			3,150円

を

円	円	円	円
9,720	11,320	12,960	27,520
6,480	8,080	9,720	19,440
6,480	8,080	9,720	19,440
4,320	5,920	7,560	15,120
6,480	8,080	9,720	19,440
4,320	5,920	7,560	15,120
4,840	6,480	8,080	16,200
3,240	4,840	6,480	12,960
1,080	1,600	2,680	4,840
3,240	4,320	5,400	10,800
			10,800円
			4,320円
(点)			3,240円

に改める。

(石川県立音楽堂条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県立音楽堂条例施行規則(平成十三年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
10,180円
6,170円
10,180円
1100円

三〇八〇円
一、三三〇円
六二〇円
三〇八〇円
三〇八〇円
一一〇、五七〇円
一〇、二八〇円
六、一七〇円
三六〇円
一五〇円
四一〇円
一五〇円
一〇〇円
一〇〇円
一五〇円
一五、四二〇円
七、二〇〇円
一一〇、五七〇円
一〇、二八〇円
三三、九一〇円
三三、六三〇円
一一、三四〇円
三〇〇円
四六〇円
四六〇円
四六〇円
一、六七〇円
一一〇〇円
四、六一〇円
三〇八〇円
一、八八〇円
一、三三〇円
八二〇円
一、六七〇円
一、三三〇円
一、三三〇円
一、三三〇円
一、三三〇円
一、三三〇円
一、三三〇円
三〇八〇円
一、〇一一〇円
八二〇円
一、〇一一〇円
一、五四〇円
一、〇五〇円
一、〇三〇円
三〇八〇円

10'11八〇円
五'一四〇円
110'八五〇円
1'11三〇円
1'11三〇円
10'11八〇円
1八'五1〇円
10'11八〇円
10'11八〇円
11'〇五〇円
110〇円
11六〇円
五'一四〇円
11'〇五〇円
11'〇五〇円
11'〇五〇円
六1〇円
四1〇円
11'〇五〇円
六1〇円
110〇円
110〇円
110〇円
六1〇円
110〇円
11'五七〇円
五1〇円
11五〇円
11'〇五〇円
11'〇五〇円
1'〇11〇円
1'〇11〇円
1'〇11〇円
1'〇11〇円
1'〇11〇円
1'11三〇円
六1〇円
七'110〇円
八'111〇円
11'〇五〇円
1'五四〇円
八'111〇円
1'11三〇円
六'11七〇円
五1'四1〇円
11六'七四〇円

1100円
11100円
四六〇円
1'11110円
七110円
九110円
11'五七〇円
1'四四〇円
11'〇五〇円
七110円
五110円
七110円
1'11110円
1'11110円
11'六七〇円
1'〇110円
1100円
四'六一〇円
11'〇八〇円
11'〇五〇円
1'11110円
八110円
11'六七〇円
11'〇八〇円
1'11110円
1'11110円
1'11110円
1'11110円
1'11110円
11'〇五〇円
1'〇110円
八110円
11'〇八〇円
10'11八〇円
五'1四〇円
10'11八〇円
1'11110円
1'11110円
100円
10'11八〇円
110'八五〇円
1'11110円
六110円
100円
100円
1111'九四〇円
11'五七〇円

六、一七〇円
三、〇八〇円
一〇、二八〇円
五、一四〇円
一、一三〇円
二、〇五〇円
七二〇円
二、〇五〇円
一、一三〇円
一、一三〇円
二、〇五〇円

(石川県青少年総合研修センター条例施行規則の一部改正)

第三条 石川県青少年総合研修センター条例施行規則(平成十四年石川県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中	を	一、〇〇〇円	一、〇二〇円
		一、〇〇〇円	一、〇二〇円
		五、〇〇〇円	五、一四〇円
		二、〇〇〇円	二、〇五〇円
		二、〇〇〇円	二、〇五〇円
		一、〇〇〇円	一、〇二〇円
		一、〇〇〇円	一、〇二〇円
		一、〇〇〇円	一、〇二〇円
		一、〇〇〇円	一、〇二〇円
		一、五〇〇円	一、五四〇円
		五〇〇円	五一〇円

に改め、同表同時通訳機器の項中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、

五七〇円」に改める。

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第四条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「八一〇円」を「八三〇円」に改め、同表の二の項中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表の三の項中「浸とう培養機」を「振とう培養機」に、「七一〇円」を「七三〇円」に改め、同表の四の項から六十三の項までの金額の欄を次のように改める。

五二〇円
六二〇円
四一〇円
四一〇円
四、四〇〇円
一、一五〇円
五二〇円
一、三五〇円
七三〇円
五二〇円
一、六一〇円
一、〇三〇円
四一〇円
六二〇円
一、八八〇円

九三〇円
六二〇円
四一〇円
五一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
五一〇円
四一〇円
五一〇円
四一〇円
四一〇円
三、三五〇円
一、一五〇円
九三〇円
二、七二〇円
一、五八〇円
四、二八〇円
四一〇円
一、六七〇円
九三〇円
四一〇円
四一〇円
五一〇円
一、七七〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
五一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
一、七七〇円
四一〇円
四一〇円
四一〇円
八三〇円
九、四三〇円
六二〇円
四一〇円
七三〇円
四一〇円

(石川ハイテク交流センター条例施行規則の一部改正)

第五条 石川ハイテク交流センター条例施行規則(平成五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第四条関係)

区 分	単 位	基 準 額
大会議場資料提示設備	V T R	1台 510円
	O H P	1台 410円
	O H Pスクリーン	1台 310円
大会議場音響設備	録音機器	1台 6,380円
	C Dプレーヤー	1台 1100円
	カセットデッキ	1台 1100円
大会議場附属設備	音響装置	1式 1,150円
	スライドプロジェクター	1台 410円
	電動式スクリーン	1台 410円
	レーザーポインター	1本 100円
会議室附属設備	音響装置	1式 1,150円
	液晶プロジェクター	1台 1,030円
	移動ステージ	1式 510円
	V T R	1台 510円
	スライドプロジェクター	1台 410円
	電動式スクリーン	1台 410円
	金びょうぶ	1式 1110円
	跳ね返りスピーカー	1組 1110円
	カセットデッキ	1台 1100円
	O H P	1台 1100円
	O H Pスクリーン	1台 100円
	レーザーポインター	1本 100円

別記様式第一号中

- A 1 会議場
- A 2 会議場
- A 3 会議場
- A 4 会議場
- B 会議場
- C 1 会議場
- C 2 会議場
- D 会議場

を

- A 1 会議室
- A 2 会議室
- A 3 会議室
- A 4 会議室
- B 会議室
- C 1 会議室
- C 2 会議室
- D 会議室

を

- ビデオプロジェクター
- 会 議 シ ス テ ム
- 資 料 提 示 カ メ ラ
- V T R
- O H P
- O H P ス ク リ ー ン
- 録 音 機 器
- レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー
- C D プ レ ー ヤ ー
- カ セ ッ ト デ ッ キ
- ワ ー ク ス テ ー シ ョ ン
- パ ソ コ ン
- 音 響 装 置
- ス ラ イ ド プ ロ ジ ェ ク タ ー
- 電 動 式 ス ク リ ー ン
- レ ー ザ ー ポ イ ン タ ー

を

- V T R
- O H P
- O H P ス ク リ ー ン
- 録 音 機 器

<input type="checkbox"/> C D プ レ ー ヤ ー	
<input type="checkbox"/> カ セ ッ ト デ ッ キ	
<input type="checkbox"/> 音 響 装 置	
<input type="checkbox"/> ス ラ イ ド プ ロ ジ ェ ク タ ー	
<input type="checkbox"/> 電 動 式 ス ク リ ー ン	
<input type="checkbox"/> レ ー ザ ー ポ イ ン タ ー	

に改める。

(石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則の一部改正)

第六条 石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則(平成九年石川県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、二〇〇円」を「六、三七〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に改める。

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第七条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表(1)の項から(4)の項までの金額の欄を次のように改める。

2,590円
2,480円
3,180円
2,480円
2,100円
1,990円
3,630円
7,140円
〔 1 視野を増し、又は倍率変換をするごとに1,030円を加算する。 〕
1,990円
7,960円
〔 1 成分を増すごとに1,030円を加算する。 〕
590円
5,950円
〔 深さ方向の分析1水準を増すごとに1,030円を加算する。 〕
4,210円
7,140円
13,000円
1,990円
690円
3,880円

1,260円
3,780円

1,290円
3,880円



別表一の表(6)の項中	5,460円	を	5,610円	に
	〔試験時間が1時間 を超えるごとに890 円を加算する。〕		〔試験時間が1時間 を超えるごとに910 円を加算する。〕	

1 時間	4,790円	を	1 試料	4,920円	に
------	--------	---	------	--------	---

1,520円	を	1,560円
2,630円		2,700円
2,630円		2,700円
6,850円		7,040円
1,260円		1,290円
940円		960円
3,100円		3,180円
〔測定点が10点を超 えるときは、11点 目から3点ごとに 100円を加算する。〕		〔測定点が10点を超 えるときは、11点 目から3点ごとに 100円を加算する。〕
2,520円		2,590円

に改め、別表(6)の項から(8)の項までの金額の欄を次の

とおりとする。

1,890円
1,890円に6箇所目から 1箇所ごとに300円を加 算した額
2,590円
2,590円に6箇所目から 1箇所ごとに410円を加 算した額
1,290円
2,210円
4,010円
7,740円
1,290円
1,290円
3,880円
1,290円
〔測定箇所が10箇所 を超えるときは、 11箇所目から5箇 所ごとに200円を加 算する。〕
2,920円
2,920円に51枚目から10 枚ごとに200円を加算し た額
9,620円

2,810円
1,290円
4,430円
1,840円
8,670円
21,670円
32,520円
54,200円
108,410円

別表 2 の表金額の欄を次のように改める。

金 額
1,290円
1,290円
1,060円
1,060円
1,060円
1,060円
1,290円
1,290円
1,780円
1,290円
1,780円
1,780円
1,780円
1,780円
1,780円
1,780円
1,780円
1,780円
2,590円
1,780円
1,990円
2,100円
1,780円
1,060円
2,480円
2,100円
1,290円
1,290円
1,290円
1,290円
1,290円
1,060円
1,290円
1,060円
1,290円
1,290円

1,190円
1,290円
1,560円
1,560円
1,290円
1,390円
2,380円
5,850円
1,390円
7,140円
1,990円
590円
7,960円
2,100円
3,300円
370円
3,560円
6,930円
2,480円
3,560円
3,510円
6,500円
860円
1,990円
1,990円
1,060円
1,990円
3,300円
6,440円
12,890円
25,740円
1,290円
1,890円
860円
1,060円
690円
1,780円
860円
860円
1,780円
1,780円
1,780円
860円
1,670円
1,290円
1,990円
1,780円

2,590円
3,510円
5,700円

別表3の表金額の欄を次のように改める。

金 額
2,210円
3,180円 〔めっき層が2層を 超えるときは、2層 目から1層ごとに 160円を加算する。〕
2,700円
590円 〔5試料を超えると きは、6試料目か ら1試料ごとに40 円を加算する。〕
690円 〔5試料を超えると きは、6試料目か ら1試料ごとに50 円を加算する。〕
7,400円
960円
3,300円
3,510円
6,500円
4,210円
9,050円
3,470円
5,240円
4,180円
13,350円
1,060円
1,290円
2,250円
2,190円
3,980円
960円
1,420円
2,680円
2,770円
4,270円
1,670円
590円
960円

3,880円
1,560円
2,380円
3,880円
4,330円
3,630円
7,140円
9,750円
12,890円
12,970円
15,260円
1,290円

戻金等の概算の概算	簡単なもの	1 測定	1,940円	や
	やや複雑なもの	1 測定	4,580円	
	複雑なもの	1 測定	9,330円	

やや複雑なもの	1 測定	4,710円	戻金等の概算	3,710円
				5,110円
				3,210円

や	3,810円	シリカ、アルミナ、酸化第二鉄、酸化カルシウム、酸化マグネシウム、酸化ナトリウム、酸化カリウム等	1 成分	3,210円	や
	5,250円				
	3,300円				
	ニッケル、マンガン等	1 成分	3,530円		
	硫黄、りん等	1 成分	5,000円		

シリカ、アルミナ、酸化第二鉄、酸化カルシウム、酸化マグネシウム、酸化ナトリウム、酸化カリウム等	1 成分	3,300円	や	1,630円
				2,520円
				3,780円
				1,840円
				2,570円
				5,060円
				5,260円
				5,260円
				2,050円

1,670円	戻金等
2,590円	
3,880円	
1,890円	
2,640円	
5,200円	
5,410円	
5,410円	
2,100円	

別表5の表金額の欄を次のように改める。

金 額
3,880円
5,140円
9,050円
1,560円
1,560円
1,290円
4,600円
9,050円
3,880円
4,600円
2,590円
3,880円
2,920円
4,740円
9,450円
3,180円
3,630円
9,050円
7,740円
1,290円
5,630円
17,460円
1,060円
7,140円
〔 1 視野を増し、又は倍率変換をすることにより、1,030円を加算する。 〕
1,990円
7,960円
〔 1 成分を増すごとにより、1,030円を加算する。 〕
590円

別表6の表金額の欄を次のように改める。

金 額
1,560円
1,560円
1,190円
1,290円
1,060円
1,060円
1,290円

別表7の表金額の欄を次のように改める。

金 額
2,210円
41,310円
6,900円
9,640円
21,030円
2,210円

別表8の表中「1,360円」を「1,390円」に改める。

別表9の表中「1,940円」を「1,990円」に改める。

別表10の表中「2,050円」を「2,100円」に、「680円」を「690円」に改める。

別表11の表中「1,260円」を「1,290円」に改める。

別表12の表中「2,630円」を「2,700円」に改める。

別表13の表(1)の項金額の欄を次のように改める。

1,190円
1,290円
2,590円
1,060円
1,830円
2,070円
740円
7,680円
410円
1,690円
650円
860円
510円
750円
570円
1,000円
320円
360円
870円
1,140円
2,550円
6,380円
600円
360円
390円
1,810円
3,070円
1,750円
2,010円
510円
630円
380円
7,660円

2,540円
4,760円
7,370円
590円
660円
2,250円
2,250円
1,500円
990円

別表13の表(1)の項に次のように加える。

三次元デジタルタイザ	1時間	2,620円
------------	-----	--------

別表13の表(2)の項及び(3)の項金額の欄を次のように改める。

690円
2,420円
670円
1,460円
3,840円
1,380円
1,220円
2,060円
2,580円
1,300円
1,030円
880円
740円
730円
1,020円
810円
610円
570円
560円
680円
540円
520円
520円
6,130円
900円
360円
550円
470円
480円
1,930円
1,490円
520円
2,840円



480円
480円
480円
480円
480円
480円
480円
480円
590円
480円
480円
480円
480円
590円
690円
480円
590円
480円
910円
940円
970円
820円
740円
670円
1,720円
1,120円
5,970円
3,090円
980円
840円
830円
4,730円
2,440円
1,180円
1,700円
1,080円
4,080円
1,350円

別表13の表(3)の項に次のように加える。

元素分析機能付き走査型電子顕微鏡	1 時間	4,230円
------------------	------	--------

別表13の表(4)の項金額の欄を次のように改める。

590円
590円
690円
690円

690円
690円
590円
1,190円
1,610円
3,360円
860円
1,510円
310円
510円
1,010円
590円
1,130円
1,500円
1,280円
680円
920円
2,460円
3,010円
1,050円
920円
720円
620円
2,420円
3,010円
480円

別表14の表中「360円」を「370円」に、「1,630円」を「1,670円」に改める。

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第八条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
三六、三二〇円
二八、八二〇円
二二、八三〇円
七二〇円
二、六二〇円
一〇、五九〇円
九、〇六〇円
一、六一〇円
二、九八〇円
七、一七〇円
四、三三〇円
五、〇六〇円
三、三六〇円
三、八九〇円

一、八二〇円
四、七八〇円
三、八三〇円
一、一九〇円
六五〇円
一、四九〇円
一、二〇〇円
二、〇四〇円
五、五四〇円
二、七八〇円
一、四八〇円
一、三五〇円
四、八〇〇円
三、七九〇円

(石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部改正)

第九条 石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則(平成九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表の四の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表の六の項中「八〇〇円」を「八二〇円」に改め、同表の九の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に改め、同表の十の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表の十一の項中「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、同表の十三の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例施行規則の一部改正)

第十条 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例施行規則(平成十三年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「一八、五〇〇円」を「一九、〇二〇円」に改め、同表の二の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に改め、同表の三の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に改め、同表の四の項中「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に改め、同表の五の項中「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に改め、同表の十の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。

(石川県立産業技術専門学校条例施行規則の一部改正)

第十一条 石川県立産業技術専門学校条例施行規則(昭和四十八年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二金額の欄を次のように改める。

金 額
三、〇五〇円
一、四五〇円
一、九六〇円
四四〇円
四二〇円
一三〇円
四四〇円
三三〇円

(石川ウッドセンター条例施行規則の一部改正)

第十二条 石川ウッドセンター条例施行規則(平成三年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表木材用強度試験機の部及び木材加工機械の部金額の欄を次のように改める。

一、五六〇円
六、六〇〇円

九八〇円
六二〇円
五一〇円
六二〇円
五一〇円
一、一五〇円
八三〇円
一〇〇円
六二〇円
一、〇三〇円
七三〇円
五一〇円
五一〇円
一、三五〇円
一、三五〇円
一、五六〇円
三二〇円
八三〇円
一、五六〇円
四一〇円
四一〇円
七三〇円
一一〇円
五、五三〇円
四、二九〇円

別表測定機器の部色差計の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同部表面粗さ計の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同部恒温恒湿器の項中「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

(石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の一部改正)

第十三条 石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則(平成十五年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表一の表金額の欄を次のように改める。

金 額
11,360円
18,760円
15,560円
30,130円
11,360円
22,730円
18,760円
18,760円
18,760円
18,760円
32,110円
21,400円
410円
800円

別表2の表金額の欄を次のように改める。

金 額
12,260円
14,660円
11,590円
14,660円
17,960円
1,900円
17,960円
31,280円
21,750円
12,510円
12,510円
2,680円

別表3の表中「5,010円」を「5,150円」に改める。

別表4の表中「23,220円」を「23,880円」に、「14,590円」を「15,000円」に、「13,390円」を「13,770円」に、「5,210円」を「5,350円」に改める。

別表5の表中「8,330円」を「8,560円」に、「14,730円」を「15,150円」に改める。

別表6の表中「350円」を「360円」に、「1,620円」を「1,660円」に改める。

(家畜保健衛生手数料に関する規則の一部改正)

第十四条 家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表2の表金額の欄を次のように改める。

金 額
一、五六〇円
一、二五〇円
三、〇八〇円
二、八九〇円
七、三三〇円
三、一一〇円
九八〇円
一、四〇円
一、四〇円
四八〇円
一、一三〇円
三、八〇円
一、七七〇円
六〇〇円
一、三三〇円
六〇〇円
三、七〇〇円
一、〇一〇円
七五〇円
五二〇円
七五〇円
一、七六〇円
三、六〇〇円

(金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部改正)

第十五条 金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則(昭和四十七年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「千五百円」を「千八百円」に、「千二百五十円」を「千二百八十円」に改める。

(金沢競馬場管理規則の一部改正)

第十六条 金沢競馬場管理規則(昭和六十一年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一項の基準賃貸付料の欄を次のように改める。

基準賃貸付料
九万七千二百円
十万八千円
二千六百八十円
五千四百円
七千七百六十円
一万八千円
一万四千四十円
一万九千四百四十円

(いしかわ総合スポーツセンターの体力測定機器の使用料の額を定める規則の一部改正)

第十七条 いしかわ総合スポーツセンターの体力測定機器の使用料の額を定める規則(平成二十年石川県規則第四号)

の一部を次のように改正する。

本則の表金額の欄を次のように改める。

金 額
七二〇円
三六〇
一、六七〇
一、三三〇
一、六七〇
一、三三〇
三、二九〇
一、六四〇
一、六四〇
八二〇

(違法駐車車両を移動した場合の費用の額を定める規則の一部改正)

第十八条 違法駐車車両を移動した場合の費用の額を定める規則(昭和五十一年石川県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一万円」を「一万二百八十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。